

2023年8月7日
富国生命保険相互会社

災害保険金等のお支払いの取扱いの変更について（団体定期保険）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、団体定期保険の災害保険金等のお支払いにつきまして以下の通り取扱いを変更いたしますのでお知らせします。

1. 取扱いの変更内容

災害に関する保障がある下記2. に記載の団体定期保険の特約では、被保険者が新型コロナウイルス感染症を原因として死亡された場合や高度障害状態に該当した場合に、災害保険金等の支払対象として取り扱うこととしておりました。

今般、新型コロナウイルス感染症が感染症法の「5 類感染症」に位置付けられたことを受けて、特約条項を一部改定し、2024年4月1日以降に更新または締結する保険契約から、新型コロナウイルス感染症を原因として死亡された場合や高度障害状態に該当した場合には、個人保険と同様に団体定期保険においても、災害保険金等のお支払いの対象外とします。

2. 取扱いが変更となる保険商品

特約の名称	対象保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金・災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金・災害高度障害保険金
団体定期保険災害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害特約	災害保険金

以上